

性犯罪が起きにくいまちの環境づくりへの提案

性犯罪が起きにくいまちの環境づくりには、**防犯環境設計**(犯罪者から守るべき対象を物理的環境の設計により犯罪を起こしにくい状況を作り、予防するとともに、住民や警察、自治体などによる**防犯活動**と合わせて総合的な防犯環境の形成)が求められます。

(1) 防犯環境設計

① 防犯環境設計の4つの基本原則

	被害対象の回避・強化	接近の抑制
直接的手法	犯罪の被害者になることを回避するため、犯罪誘発要因の除去や対象物の強化を図る。	犯罪を起こそうとする者が被害対象者(物)に近づきにくくする。
間接的手法	自然監視の確保	領域性の確保
	多くの人の目が自然に届く見通しを確保する。	領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくる。

② 基本原則の具体例

○被害対象の回避・強化

- ・建物の窓や玄関の錠を防犯性の高いものにする。
- ・防犯対策を施した駐車場を選ぶ等。

○接近の抑制

- ・建物の窓等、侵入口となりそうな場所に足場となるようなものを置かない。
- ・道路では歩・車道を分離する。

○自然監視性の確保

- ・道路や公園に防犯灯を設置し、暗がりをなくす。
- ・交差点等の角地を隅切りし、見通しをよくする。

○領域性の確保

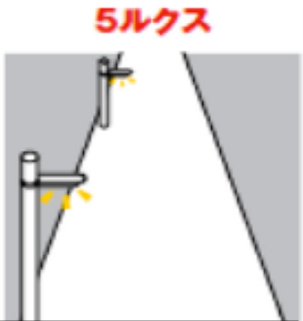


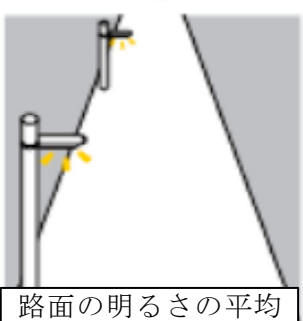


- ・住宅地や駐車場、公園等の敷地の領域性を明確にするため、フェンスや花壇で回りを囲う。
- ・落書きやゴミをなくすなど、きちんとした施設管理を行う。

(2) 個別の取組み

① 防犯照明

夜間の暗がり、不安感を引き起こすだけでなく、チカン等の性犯罪やひったくりの犯罪被害を招くおそれがあります。暗がりの解消のため、まちづくり活動の一環として、地域の実情に合わせ必要な明るさを総合的・計画的に確保していく必要があります。

■防犯照明の推奨照度

	水平面照度	鉛直面照度	照明の効果
A	5ルクス  路面の明るさの平均が5ルクス	1ルクス  中心線上で路面からの高さが1.5mのところ が1ルクス	4 m先の歩行者の顔の概要が認識でき 
B	3ルクス  路面の明るさの平均が3ルクス	0.5ルクス  中心線上で路面からの高さが1.5mのところ が0.5ルクス	4 m先の歩行者の挙動などがわかる。 

※クラスA・クラスBどちらを選択するかは道路交通・防犯上の重要性や歩行者・交通量の多少、周辺環境の明るさ等から適宜判断する。

※水平面照度は歩道の路面上の平均照度

※垂直面照度は歩道の中心線上で、路面より1.5mの高さ、道路軸に対して直角な鉛直面の最小照度

出典：(社)日本防犯設備協会「防犯に関する調査研究報告書」

○一戸一灯運動

街灯が設置されていない住宅街等でも各家庭にある門灯を点ければ、立派な防犯灯になります。



② 防犯カメラ

犯罪が行われる時間状況も大きく変化おり、安全・安心な環境をつくるためには24時間の防犯を前提とした総合的な防犯設備を強化することが効果的です。



防犯カメラ設置の効果

- 犯罪抑止：防犯カメラ設置により犯罪者がよりにくくなるとともに犯行チャンスをそぐことにつながる。
- 犯罪検証・再発防止：犯罪状況を映像記録から確認することで事件の早期解決に役立つとともに再発を防止する。

③ 地域・個人でできる防犯活動

地域の安全・安心は警察のパトロールなどだけで保たれるものではありません。個人の防犯意識を高めると同時に、地域の住民、ボランティア団体が自主的に行う防犯活動も重要です。

○防犯セミナー・防犯教室

市町村・警察等の協力を得て、防犯セミナー・教室を開き、地域における防犯に関する問題点などを地域住民全体で認識することにより犯罪が起こりにくいまちにしていけることができます。

～福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業～

福岡県では、先駆的な活動に取り組む防犯リーダー、防犯設備や「まちづくり」に関する専門知識を有する専門家及び有識者等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として、地域の防犯活動団体などに派遣し、安全・安心まちづくりに関する講座を行っている（アドバイザー派遣にかかる謝金、交通費は県が負担）。

* 詳しくは、安全・安心まちづくりホームページをご覧ください。

(<http://www.anzen-fukuoka.jp/pref/adviser/index.html>)

○不審者情報等の活用

不審者情報・防犯情報などが各警察署から配信されているので、積極的に利用するようにしましょう。

○防犯ステッカー・ポスター・チラシの作成

住民が進んで使用・作成することで、地域コミュニティの存在をアピールでき、犯罪者を遠ざけます。

○防犯パトロール・挨拶・声かけ運動

地域ぐるみでまちの安全を見守っているということを回りに示すことで、犯罪者に対しての大きな抑止力になります。



犯罪者は同じ地区で反抗を繰り返すことがあります。近隣で事件が発生したら地域で情報を共有し、さらなる被害の発生を防止することが重要です。

(3) 個人での取組み

性犯罪に遭わないためには、「**自分の身は自分で守る**」ということを認識して、次のポイントを守りましょう。

○夜道でのポイント

- ・携帯音楽プレーヤーや携帯電話に気をとられない。
- ・慣れた道や自宅周辺の道でも気を緩めない。
- ・暗い道や人通りの少ない道は避ける。
- ・防犯ブザーをいつでも使えるように準備しておく。
- ・遅くなった場合は、家族などに迎えをお願いする。

○戸締りのポイント

- ・帰宅の際は周辺に不審者がいないかを確認して室内に入る。
- ・来客の場合はインターホーン越しに対応し、ドアスコープで確認の上、チェーンをかけたまま対応して、相手の身分と用件を確認する。
- ・在宅中もドアには鍵をかける。
- ・外から家の様子が見えないように厚手のカーテンを付ける。
- ・高層階でも窓には必ず鍵をかける。
- ・窓を開けたまま就寝しない。



○日常生活でのポイント

- ・不用意に自分の携帯やメールアドレスを教えない。
- ・防犯ブザー等の防犯グッズを身につける。
- ・興味本位で出会い系サイトにアクセスしたり、会ったりしない。

性犯罪等の犯罪に遭ってしまったら・・・



各都道府県警察では、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害110番」等の相談電話や「性犯罪被害者相談コーナー」等の相談室を設置し、女性の警察官等が相談に応じています。

ミズ・リリーフ・ライン

092-632-7830